

譲渡性預金（CD）

（2019年2月12日現在）

1. 商品概要

譲渡性預金とは、払戻し期限（満期日）の定めがある預金ですが、一般の定期預金とは異なり譲渡禁止の特約がなく、発行金融機関所定の手続きにより譲渡が可能なものをいいます。

2. 商品性

1. 商品名	譲渡性預金（以下CDといいます）
2. ご利用いただける方	個人および法人のお客さま
3. お預入期間	満期日指定方式（原則として、休日を指定することはできません） 預入日から翌営業日以後5年目応当日までのご指定日まで 自動継続方式のお取り扱いはありません
4. お預入方法等 (1)お預入方法 (2)預入金額 (最低預入金額) (3)お預入単位	一括してお預け入れいただきます 5千万円以上 (5千万円) 1円単位
5. 払戻し方法	満期日に、あらかじめご指定のお客さまの口座に一括して払戻しいたします
6. 利息 (1)適用利率 (2)利払い方法 (3)計算方法	お預入時点にその時点での市場実勢を反映し決定いたします ・お預入期間2年未満のものは元金の払戻し時（満期日）に元本とともに一括してお支払いいたします ・お預入期間2年以上のものは、中間利払いを行います この場合の中間利払日は、お預入日の1年ごとの応当日となります ・中間利払日にお支払いするお利息は、お預入日または前回の中間利払日から今回の中間利払日前日までの日数およびお預入時点の適用利率により計算した中間利払額を、利息の一部として各中間利払日に支払います ・付利単位は1円です（1年を365日とする日割り計算を行います） ・すべて単利型となります

7. 税金	法人のお客さま(課税法人、除く非居住者)の場合・・・総合課税 個人(除く非居住者)のお客さまの場合 ・・・源泉分離課税(20.315%:国税15.315%、地方税5%) 2013年1月1日～2037年12月31日にお受け取りをされる預金利息には、復興特別所得税が付加されています 税制改正により、法人のお客さまがお受け取りをされる預金利息については、地方税の特別徴収が廃止となっています ・C Dの課税上の取り扱いは、満期日(または中間利払日)現在における預金者の課税区分に応じ決定します ・上記以外のお客さまの場合や、譲渡を行っている場合の税金の取り扱いについてはお客さまの会計士・税理士へお問い合わせください ・なお、法人・個人のお客さまともにマル優の適用は受けられません
8. 中途解約	・中途(満期日前)の解約はできません
9. 譲渡	・この預金は、一般の定期預金とは異なり、譲渡禁止の特約がなく、譲渡性預金規定所定の手続きにより譲渡することも可能です ただし、経過分の利息とともにのみ譲渡でき、元本のみまたは利息のみの譲渡はできません ・譲渡方法は指名債権譲渡の方法によります ・償還日前(証書上の満期日前)に譲渡する場合、市場(C Dの流通市場)実勢価格での譲渡となり、その際、市場金利の上昇やみずほ銀行(以下、「当行」といいます)の信用状況の変化等により投資元本を割り込むことがあります また、買い手がつかない場合、譲渡できないこともあります *譲渡に関する詳しい事務手続等については、当行担当者までご照会ください
10. 手数料等	なし
11. 金利情報の入手方法	店頭もしくは当行担当者までお問い合わせください
12. 重要事項等	・預金保険の対象商品ではございません ・本商品は、当行の業務または財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生ずる場合があります ・当行は当行預金の譲渡・買取をお受けすることはできません ・本商品の契約成立後の取り消しや訂正はできません
13. その他事項	・期日(満期日)後の利息は付利されません
14. 当行が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

* 商品内容、リスク内容等を十分ご理解いただくとともに、法律、会計、税務上の取り扱いについては、必要に応じてそれぞれの専門家にご相談ください。

* 記載の内容につきましては、法令諸規則等の改訂、また、市場環境等の変化などにより変更される場合があります。くわしくは、当行担当者までご照会ください。